

山形県企業局インターンシップ実習生受入要領

(趣旨)

第1条 本要領は、山形県企業局（以下「企業局」という。）が大学、短期大学及び高等専門学校（以下「大学等」という。）からの要請により、大学等の学生をインターンシップ（学生が在学中に自らの専攻、将来のキャリアに関連した就業体験を行うことをいう。）による実習生（以下「実習生」という。）として受け入れる場合の基本的な事項について定める。

(目的)

第2条 企業局は、学生に職業意識の向上のための機会を提供するとともに、学生の公営企業に対する理解を深めることを目的として、大学等の学生を実習生として受け入れるものとする。

(実習生の受け入れ手続き)

第3条 大学等は、授業の一環として企業局において学生の実習を希望する場合は、企業局長に対して、別記様式第1号により実習の申込みを行うものとする。

2 企業局長は、大学等から実習の申込みがあったときは、次の事項に留意して、実習生の受け入れを決定するものとする。

(1) 実習の目的、内容等が、企業局で実習することが適当なものと認められるものであること。

(2) 企業局の業務に支障がないこと。

3 企業局長は、実習生の受け入れを決定した場合は、大学等へ別記様式第2号により通知するとともに、大学等と協定を締結するものとする。

(実習期間)

第4条 実習生の実習期間は、原則として2週間以内とする。

(実習時間)

第5条 実習生の実習時間は、実習先における企業局職員の勤務時間に準ずるものとする。

(実習内容)

第6条 実習生の実習内容は、企業局長が大学等と協議の上決定するものとする。

(報酬及び費用弁償等)

第7条 実習生には、原則として報酬、費用弁償その他費用は支給しない。ただし、企業局長と大学等との協定において別に定める場合はこの限りではない。

(実習中の事故等)

第8条 実習生は、実習中の災害に備え、傷害保険等に参加するものとする。

2 実習生の実習中の災害及び通勤途上の交通災害等について、企業局は一切の責任を負わないものとする。

(サービス)

第9条 実習生は、実習期間中において、実習に専念するとともに、企業局職員が遵守すべき法令及び規則等に従わなければならない。

2 実習生は、企業局の職務の信用を傷つけ、又は不名誉となるような行為をしてはならない。

3 実習生は、実習中に知り得た秘密を漏らしてはならない。実習終了後も同様とする。

4 実習生が故意又は過失により企業局若しくは第三者に損害を負わせた場合は、実習生が企業局若しくは第三者に対し責任を負う。

5 実習生は、前4項の規定を遵守する旨の誓約書（別記様式第3号による。）を企業局長に提出しなければならない。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか、実習生の受け入れに関し必要な事項は、企業局長が定める。

附 則

この要領は、令和3年6月16日から実施する。

(様式第1号)

番 号
令和 年 月 日

山形県企業局長 殿

〇〇大学〇〇学部長
氏 名

インターンシップ実習生の受け入れについて（申込）

下記のとおり、山形県企業局において当学部の学生をインターンシップによる実習生として受け入れていただきたく、山形県企業局インターンシップ実習生受入要領第3条第1項の規定により申し込みます。

記

受入希望学生氏名	専攻学科等・学年

(添付書類) 山形県企業局インターンシップ申込書

(様式第 2 号)

番 号
令和 年 月 日

〇〇大学〇〇学部長 殿

山形県企業局長

インターンシップ実習生の受け入れ決定について (通知)

令和 年 月 日付け 第 番により申込みのあったこのことについて、下記のとおり受け入れを決定しましたので、山形県企業局インターンシップ実習生受入要領第 3 条第 3 項の規定により通知します。

つきましては、同項の規定により協定を締結したいので、別添協定書に記名、押印のうえ、1 部返送願います。

記

受入学生氏名	専攻学科・学年	受入所属	受入期間

(様式第3号)

誓約書

令和 年 月 日

山形県企業局長 殿

〇〇大学〇〇学部〇〇学科 年
住所
氏名

私は、インターンシップ実習生として、下記の事項を遵守することを誓約します。

記

- 実習期間中においては、実習に専念するとともに、山形県企業局職員が遵守すべき法令及び規則等に従います。
- 企業局の職務の信用を傷つけ、又は不名誉となるような行為は一切しません。
- 実習中に知り得た秘密は、実習期間中はもちろん実習終了後も一切漏らしません。
- 故意又は過失により企業局に損害を与えた場合は、その賠償の責を負います。

(別添)

インターンシップ実習生受け入れに関する協定書

山形県企業局（以下「甲」という、）と〇〇大学（以下「乙」という。）は、甲が乙の学生をインターンシップによる実習生（以下「実習生」という。）として受け入れるにあたり、山形県企業局インターンシップ実習生受入要領第3条第3項の規定に基づき、次のとおり協定を締結する。

(実習生)

第1条 甲が受け入れる実習生は、〇〇大学〇〇学部〇〇学科〇年（氏名）とする。

(実習期間)

第2条 実習生の実習期間は、令和 年 月 日から令和 年 月 日までとする。

(実習時間)

第3条 実習生の実習時間は、実習先における甲の職員の勤務時間に準ずるものとする。

(報酬及び費用弁償等)

第4条 実習生には、報酬、費用弁償その他費用は支給しない。（〇〇を支給する。）

(実習中の事故等)

第5条 実習生は、実習中の災害に備え、傷害保険等に参加するものとする。

2 実習生の実習中の災害及び通勤途上の交通災害等について、甲は一切の責任を負わないものとする。

(服務)

第6条 実習生は、実習期間中において、実習に専念するとともに、甲の職員が遵守すべき法令及び規則等に従わなければならない。

2 実習生は、甲の職務の信用を傷つけ、又は不名誉となるような行為をしてはならない。

3 実習生は、実習中に知り得た秘密を漏らしてはならない。実習終了後も同様とする。

4 実習生が故意又は過失により甲若しくは第三者に損害を与えた場合は、実習生が甲若しくは第三者に対し責任を負う。

5 実習生は、前4項の規定を遵守する旨の誓約書を甲に提出しなければならない。

(その他)

第7条 この協定に定める事項で疑義が生じた場合、また、この協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本協定書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各1通保有する。

令和 年 月 日

甲 山形県企業局長

乙 〇〇大学

〇〇大学〇〇学部長